

資料2 ページ	No.	項目/意見	対応案【委員会での市回答】	修正案 ページ	修正案における反映状況	修正 有
1	1	○基本的な考え方の中に「負担の公平性」をあげています。それだけでなく、そういう経費をとることにより、もっと市民の活動を活性化させる、そういうことを促すために必要なのだと、もう少し積極的な面を打ち出した方がいいのではないかと思います。	○負担をしていただくことによって、市民の活動が活性化、利用しやすい施設づくりを目指していくという視点は大事だと思いますので、盛り込めるように検討していきたいと思えます。	3	○「策定の目的」を「はじめに」に修正し、中段下「また、市民活動の活性化拠点である施設を適切に維持・継続・発展させることや基本的な行政サービスの維持は市の責務です。」を追加。	有
2	2	○2ページの減価償却費を原価に入れるかどうかという話ですが、減価償却費を原価に入れていない自治体があるということですが、原価に入れなかったらどこに入れるのでしょうか。	○市民の方から頂く利用料の算定基礎に入れないという意味です。(原価償却費は公費でのみ負担するという意味です。)	9	④減価償却費の説明欄及び欄外で、「原則として固定資産台帳に記載された当該施設の経費。」と追記。	有
2	3	○減価償却費を算定基礎に入れたいということですね。これは基本的には施設の減価償却費ということでしょうか。賃借料のところにパソコンのリースというようなことが書かれていますが、備品の減価償却費は入らないとしているのでしょうか。	○基本的に施設本体に関わる減価償却費と考えております。	9		有
3	4	○数年ごとに見直すのでしょうか。	○見直し期間は、初年度はこのフローの通りやってみて、そののち、改定する施設、しない施設が出てくる場合は、初年度ののちは施設ごとに4年ごとということも想定しますが、運用の方法は今後検討します。	25	第4章 見直し基準等の改定と周知周期等(2)使用料、手数料等の見直し周期 「原則として4年ごとに見直し作業を行うこととします。」→「原則として施設ごと、最長で4年ごとに見直し作業を行うこととします。」に修正。	有
3	5	○基準の見直しは6年くらいいいと思いますが、使用料等の見直しは3年にしていただきたいと思えます。最終的には市の判断に委ねる。	○見直しの期間の周期について、コスト計算をする時、直近の1年であるといういろいろな変動要因があるので、3年くらい見て平均値を出すとなると、市の決算が3月末で確定しないため4年のサイクルでない3年間の確定額が出てくるところもあり、4年にしています。	25	第4章 見直し基準等の改定と周知 (2)使用料、手数料等の見直し周期 「原則として4年ごとに見直し作業を行うこととします。」→「原則として施設ごと、最長で4年ごとに見直し作業を行うこととします。」に修正。 使用料等の見直しについては、4年ごととし、3年ごとへの修正は無。	有
3、12	6	○前回の会議で、消費税の話があった。もし10%になった時にはこれとは別に12ページの下段に書いてある「消費税対策本部」を設置してこのフローとは別のところで議論されるのか。	○消費税等の税法改正があった時は、通常の見直し期間の4年間を待ってということではなく、必要に応じて、日野市消費税対策本部を設置して全体の方向性を決めることになると記載しています。 ○影響額を見定めた上で、見直しを行いたいという認識ですが、そのことの追記について、検討いたします。	25	第4章 見直し基準等の改定と周知 (2)使用料、手数料等の見直し周期欄に下記「」内を修正。 ただし、消費税等の引き上げ等、税制改正が行われて場合は、その影響額等を把握するため、「その都度、見直し基準に基づき計算を行い、検証します」→「その都度影響額を把握するため、4年周期という原則に関わらず、税制改正等が実施されて翌年度に見直し基準に基づき計算を行い、検証します。」に修正。	有
4	6	○指定管理者制度が入っているところは、最終的な利用料金は指定管理者の方で決めるということですね。	○市が直接運営する施設では、施設運営費は市の歳出になり、利用料は市の歳入に計上されます。 ○指定管理者制度では、市が指定管理料を支払い、その分が市の歳出になりますが、実際の運営は、利用料金制をとっている指定管理者運営施設では、指定管理者側に入る利用料金を含めた分が、事業者努力による事業者側の利益はありますが、おおよそ市が直接運営する経費と同等とみなすことができます。それで指定管理料を含む事業者の支出決算額としています。 ○これらを含めて、施設にもいろいろあり、どこまで記載すべきなのか検討しました。	9	【原価算出のための項目】③指定管理者の利用料金収入の総額に相当する額」と追記	有
9	7	○利益のようなものに乗っかって最終的な使用料、手数料になっていくのでしょうか。	○9ページのイメージ図のとおりで、原価が全体分です。収益を上げるという構造のものではありません。	8	【公費負担と利用者負担のイメージ図】の下段に「民間事業者による事業の「収益に該当する費用の上乗せはありません。」を追記します。	有
9	8	○9ページのイメージ図がわかりにくい。	○厳密でないイメージで記載してしまった。わかりやすく記載し直します。	8	イメージ図全体を修正。配分例などを記載。	有
9	9	○利用料、手数料を支払ったことにより、市として利益になっているような感覚があった。	○使用料、手数料を取って、市は儲けているのではないかとイメージをお持ちの方がいるとすると、それは違うというわかるようにする。あくまで掛かる経費の一部をご負担いただくということをしっかりと周知していかなければいけない。	8	同上	有
9	10	○9、10、11ページ当たりが最も重要だと思います。10ページなどを見れば、利用者負担が0%になれば、公費負担が100%になるということですから、結局は公費負担ということは税金から払いますということなので、今、ある税金で賄っているサービスをやめてそちらに回すとか、税金を上げるのかということになるわけですから、それはやはり市民の方にしっかりとわかっていただくために9、10、11ページあたりの各施設の負担割合はこの基準の最初に持ってくるべきではないかと思います。	○意見のとおり記載順番を変更する。	4~8	資料2のP.8~11に該当するページをP.4~8に移動しました。	有
12	11	○12ページのフロー図の⑦に議会審議とあります。他市では、案ができた段階で、市民にアンケート、パブコメ、市民説明会などをやっている。そのようなことは行わないのか。	○12ページのフロー図は具体的な使用料の見直し手順の表。 質問は、①「見直し基準」について②「具体的な使用料の見直し手順の両方に関する意見」と認識しました。 ①については、未定 ②については、12ページのフロー図中④附属機関等からの意見聴取の際に、ケースバイケースで他の聴取方法も考える。	25	第4章 見直し基準等の改定と周期(1)見直し基準の見直しの周期において「改定は、見直し基準の策定時と同様に、日野市手数料、使用料等検討委員会による調査検討等を経て行います」と記載。	有
12	12			14	【見直し手順の流れ図】⑤の欄外に「⑤では、必要に応じ、利用者等からの意見を聴取」と追記します。	有
13	13	○その他欄(1)市民以外に利用者の料金の設定の項目で、日野市民の2倍の額を上限としてという記載がありますが、例えば、観光施設等であれば、圧倒的に日野市民以外が利用することになった時に、では日野市民より自分たちが2倍の料金を払うということになった時に利用する日野市民以外の方が料金を払うことに抵抗がでる。やはり、個別で考えなければならぬというのはいかならないかと思えます。	○なにがなんでも2倍取ろうということではなく、「上限として」ということで考えています。	16	3その他の料金設定の考え方 (1)市民以外の利用者の料金の設定 「日野市民以外の利用により、日野市民の利用に支障が生じる場合、または日野市民の利用が特に多い場合、使用料に差を設ける」とします。	有
13	14	その他欄(1)市民以外に利用者の料金の設定の項目で、日野市民の2倍の額を上限としてという記載の件ですが、日野市民が他市の施設を利用すると2倍取られるということになるわけです。しかし、これからは、日野市、何市だといっていないで、広域連携的な視点が必要ではないかと思えます。	○広域連携の視点は市の中で考えております。	16	(1)市民以外の利用者の料金の設定 の文末に下記を追記。 「なお、今後は、近隣自治体での施設の広域連携での運営等を検討していく必要があります。その場合は、使用料についての自治体間のルールづくりが必要になります。」を追記。	有
13	15	○料金改定となれば、手数料や使用料だけでなく、値上げするのだからというのが大方の見方だと思います。他市では料金改定で減額しています。たたき台の13ページにも一番下のところに料金値下げの考え方という項目があり、値下げももちろん考慮するというところだと思います。	○近隣自治体との比較という中で、近隣が下がるということになると、全く影響がないということはありませんので、日野市も近隣市が下がったということになると下げるという選択肢が出てくるかもしれません。 ○根本的なことで、他市と比較して、日野市は何年も見直しをしていないということがあります。	17	(5)減額改定の考え方 内容の全体修正。	有

16	16	○遠くの施設に車で行って、駐車場を使用して、駐車場料金を取られるということがあります。今は車社会なので、そういう部分の考えを頭にいれて考えてほしい。	○駐車場については、ご自分のスポーツで利用される場合には、ご負担をいただくということはあると思いますが、市がお呼びをした会議でお金をいただいたということでしたら、減免の考え方の中で検討させていただきたいと思えます。	19	6. 施設に附帯する駐車場の使用料のうち【配慮項目】を記載し、その④に「交通利便性の状況に配慮します。」を加えました。	有
20	17	○日野市手数料条例第6条3号の「公の救助を受ける者または市長が手数料を納める資力がないと認める者からの請求によるもの」について、八王子市の「受益者負担の適正化に関する基本方針」の14ページの(1)の使用料の項目の②で生活困窮者等特別な事情のあるものとあって、(2)手数料のところには、②生活保護法の規定保護を受けている者から申請があったものと記載されています。記載がわかりにくい。	○「公の救助を受けるもの」という表現は現在日常ではあまり使わない言葉です。日野市手数料条例の表現としてわかりやすいものにできるかどうかを他市の条例を参考にしながら検討いたします。	22	条例改正が伴うため、他市の状況等を調査した上で改定等について検討する。「見直し基準」では現行の条例表現をそのまま記載する。	無
ページ 無	18	○物価スライドは考えているのかどうかお聞きしたいです。物価スライドについては触れていませんが、そのあたりをどうするかということです。	○物価スライドというかなりこまめに見ていかなければならないと思えます。今回は物価スライドの考え方は入れない形を考えています。 ○物価スライドは導入していませんが、物価自体は下がってきているという中でやり直してみたことにより、結果的に下がるということも出る可能性はあります	4	第1章3(1)算定方法の明確化の末尾の「なお、今回の算定にあたり物価スライドの考え方は導入しないこととします。」と追記	有
ページ 無	19	○日野市には、古い施設、修繕が必要な施設、新しく考えている施設などいろいろあります。 ○新しい施設では、複合施設や施設の中に商業施設を誘致して賃料をいただくなどさまざまな手法を今後は考える必要がある。そのような場合にも対応できるような形のもの素案化していかないといけないと思えます。 ○また、賃借地と賃借地でない物件は明確化した形の数字の出し方が必要であると思えます。	○新規施設の考え方について、土地の定期借地権の設定、場合によれば、上の階に別の目的の施設を積み上げるということもあるかもしれません。おっしゃったようにコンビニのような商業施設を入れるということも考えられます。昔は公民館なら公民館の単体施設を建設していましたが、これからの時代は、商業施設等といっしょにするという考え方をもっていかないといけないのかなと思えます。それを踏まえた形で対応できるように検討させていただきたいと思えます。	17	4. 新たな建設・運営方法の施設の使用料 (1)PFIなど新たな施設、運営方法による施設使用料の考え方を追記しました。	有
ページ 無	20	○地域よっての施設の利用度は異なると思えます。南部地区は小規模な施設が非常に少ないと聞きます。それに比べて、東部、いわゆる中心部の方は、人口が集中しているせいか、そういう施設が非常に多い、利便性で東部、南部、西部、北部地区の格差が非常にあると思えます。南部地区は遅れているという声も聞きます。	○12ページのフロー図①基準額の算定、②激変緩和措置で上限額を決めてもそれは原案であり、③で市内類似施設との料金比較、市内の地域別料金の考慮などをし、改定するかしないか書いてあります。例えば同じ目的の2つの施設で、単価がともに800円で、一方の施設が駅前で利便性がよく、片方の施設が、交通不便地域にあるような場合のような場合を想定しています。リーズナブルにすれば遠くても利用率が高まるということもあるので個々に考えるような書き方になっています。 ○ここ以外でも地域別について書いていくということについて検討させていただきます。	15	下記を追記します。 「(4)市内の地域性の考慮」を追記しました。	有
ページ 無	21	○この会議の中の話ではないが基本的に日野市全体の中で各施設の分散が公平ではないと思う。それが是正されることを考慮していただきたい。	—	—	—	無
ページ 無	22	○高幡台団地73号棟の跡地など、今後考えられている複合的な施設とも関連してくる問題でもある。そういう全体的なものを考えてやる必要があると思えます。	○南部地域の活性化、公共施設を再編しなければならない。老朽化問題、土砂大害対策などとも関係する。それを踏まえて、今年度から動きだしてはしていますが、高幡台団地73号棟跡地で新しい地域の核となる公共施設を作っていけないかなど、来年度以降、この会議とは別のところで本格的に進めていく流れです。	3	「はじめに」最終段落に 「なお、公共施設の適正配置(統廃合、複合化、多機能集約化など)、ストックマネジメントと有効活用等については、「公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)及び市民参画により改定を予定している地域別の個別計画による推進していくものです。」を追記。	有
ページ 無	23	○公的施設の地域的偏在の問題については、バランスのとれた地域づくりをこれから図っていかねばいけないと思えます。	○公的施設の地域的偏在の問題については、バランスのとれた地域づくりをこれから図っていかねばいけないと思えます。	3	「はじめに」最終段落に 「なお、公共施設の適正配置(統廃合、複合化、多機能集約化など)、ストックマネジメントと有効活用等については、「公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)及び市民参画により改定を予定している地域別の個別計画による推進していくものです。」を追記。	有
ページ 無	24	○全体的な基準であるとしても、個別に考えるケースは必ずでてくるので、個別に考えるということにして、あくまでも全体的な基準ということで、考え方を整理した方がいいと思えます。	○全体的な基準であることがわかるように明記する。	4	第1章 手数料、使用料等の基本的な考え方 2基本的な考え方 (1)算定根拠の明確化 中 「また、施設や行政サービスごとに個別の事情・特性がある場合は、この算定方式とは別に適正な方法、考え化により算定することとします。」を追記	有